

市第 186 号議案

横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部改正

横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部を改正する条例

横浜市ホームレス自立支援施設条例（平成15年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市生活自立支援施設条例

第 1 条中「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）」を「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活困窮者」という。）」に、「生活指導等」を「生活支援等」に、「横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ」を「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改める。

第 2 条第 1 号中「ホームレス」を「対象生活困窮者」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「ホームレス」を「対象生活困窮者」に、「指導」を「支援」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援

第 2 条第 5 号中「ホームレス」を「対象生活困窮者」に改める。

第 3 条第 2 項中「ホームレス」を「対象生活困窮者」に改め、同条第 5 項中「横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会」を「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会」に改める。

第 8 条の見出しを「（横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第 1 項中「横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会」を「横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に横浜市ホームレス自立支援施設条例第 6 条第 1 項の規定により許可を受けた者に係る施設の利用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

生活困窮者自立支援法の制定に伴い、施設利用の対象者を一定の住居を持たない生活困窮者とする等のため、横浜市ホームレス自立支援施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市ホームレス自立支援施設条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

横浜市生活自立支援施設条例
横浜市ホームレス自立支援施設条例

（設置）

- 第 1 条 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「対象生活場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という生活困窮者」という。））に対し、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活支援等を行い、その自立を支援するため、横浜市生活自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）ホームレス自立支援施設はまかぜを横浜市中区に設置する。

（事業）

第 2 条 自立支援施設は、次の事業を行う。

- (1) 対象生活困窮者 に対する一時的な宿泊場所並びに食事、衣類及び日用品等の提供
 - (2) 対象生活困窮者 に対する生活に関する相談及び支援指導
 - (3) 対象生活困窮者 に対する健康に関する相談及び支援指導並びに健康診断
 - (4) 対象生活困窮者に対する就労等の支援
ホームレスに対する雇用の場の確保に関する指導及び支援
 - (5) 対象生活困窮者 に対する居住の場の確保の支援
- （第 6 号省略）

（指定管理者の指定等）

第 3 条 （第 1 項省略）

- 2 指定管理者は、横浜市の対象生活困窮者の自立支援に関する施策の方針を理解し、ホームレスの生活状況及び自立支援施設

のある地域の実情等を把握して、適切かつ公平に対象生活困窮者
ホームレス
の自立支援のための事業を実施するものでなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別
の事情があると認める場合を除き、第 8 条第 1 項に規定する横浜
市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会
市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会 (以下「選
定評価委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

(横浜市生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会)
(横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会)

- 第 8 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による自立支援施
設の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市
生活自立支援施設指定管理者選定評価委員会
市ホームレス自立支援施設指定管理者選定評価委員会を置く。

(第 2 項及び第 3 項省略)